平成２６年（フ）第３９号
岡山県倉敷市松島1009番地
債務者　三宅　節生
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　雄一
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
京都市下京区夷馬場町２番地の３　ルシエル七条壬生103号
債務者　たんば厨・矢田の里こと　髙橋　正之
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南部　孝男
4　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
岡山市北区天瀬２―６　第１天瀬ビル502号室、住民票上の住所岡山市東区東幸西1000番地
債務者　仁科　敏明
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　克仁
4　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８号
岡山市中区門田本町２丁目１番41号　はなはうす門田２番館101号、旧住所岡山市東区東幸西1000番地
債務者　仁科　　徹
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　克仁
4　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６号
福岡県田川郡福智町上野3679番地３
債務者　伊藤　敦子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　栄一
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１９号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目７番24―４号、前住所鹿児島県鹿屋市寿１丁目18番５号　ロイヤル寿302号
債務者　國料　洋子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
鹿児島県志布志市志布志町帖6617番地24、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖6637番地
債務者　田原　　廣
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝原　章吾
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
鹿児島県志布志市志布志町帖6617番地24、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖6617番地86
債務者　田原　博英
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝原　章吾
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
岐阜県中津川市中津川1010番地の100
債務者　後藤　征子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　将也
4　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２１１号
名古屋市千種区桜が丘67番　星ヶ丘ハイツ302、住民票上の住所岐阜県可児市桜ケ丘６丁目119番地
債務者　八木千加子（旧姓柘植）
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶田　　晋
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８号
北海道旭川市一条通１丁目311番地の１　アピアビル日赤前703
債務者　谷　　栄二
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１１号
名古屋市名東区高針荒田1602番地、住民票上の住所名古屋市瑞穂区軍水町２丁目16番地
債務者　丹羽　悦夫
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　高司
4　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３号
三重県伊勢市常磐１丁目５番16号
債務者　山口　　清
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　破産債権の届出期間　平成26年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
長崎県長崎市昭和３丁目515番地３
債務者　広佐古利夫
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　誠
4　破産債権の届出期間　平成26年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係